令和5年度介護業務における生産性向上支援(業務改善支援)事業実施要綱

1 事業の概要

(1)目的

厚生労働省が定める「介護サービス事業(施設サービス分)における生産性向上に資するガイドライン」に基づき、介護サービス事業所自らが生産性の向上に取り組むに当たり、職場環境の改善等に関する知識・経験を有する第三者に当該業務を委託するための費用を補助することにより、業務改善の効果的な取組みを通じて生産性の向上を推進する。

(2) 対象施設

介護保険法に基づく指定を受けた介護サービス事業所(介護療養型医療施設、 居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く)

(3) 対象となる事業内容

職場環境の改善等に係る支援について知識・経験を有する第三者(以下「業務改善支援事業者」とする。)の支援を受けて行う、介護サービス事業所における業務上の課題抽出作業から改善方針の検討、改善活動の評価といった一連の取組み

(4) 補助対象経費及び補助基準額等

<u> </u>		
	補助対象経費	職場環境の改善等に係る知識、経験を有する第三者から業務 改善の取組みの支援を受けるための費用(コンサルティング 経費) ※ 消費税は除く
	補助基準額	1事業所当たりの補助対象経費の額の1/2と補助上限額 (上限30万円)を比較していずれか低い額

2 事業実施の流れ

(1)業務改善支援事業者の選定

職場環境の改善等に関する知識・経験を有する第三者を選定の上、委託契約を 締結して実施

※ 業務改善支援事業者は、事業の実施や個別の契約がなければ、事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になりえない者であること

(2)業務改善の実施

業務改善支援事業者の助言・指導の下、以下の手順に従って実施

- ① 業務改善支援事業者における課題抽出
- ② 業務改善支援事業者における業務改善に係る助言・指導等
- ③ 抽出された課題を踏まえた「業務改善計画」の作成
 - ※ 業務改善計画には、「抽出された課題」、「達成すべき目標」、「期待される効果」、「目標達成に向けたプロセス」等を記載すること。
- ④ 業務改善の実施
- ⑤ 実施後の「事後評価書の作成」

- ※ 事後評価書には、量的な効率化につながった事項やサービスや業務の質の 向上に繋がった事項等を記載すること。
- (3) 事業実施後の報告 事業の取組み結果について、別に通知するところにより報告

3 申請等の手続き

- (1)介護ロボット導入支援研修(基礎編)の受講 県が指定する介護ロボット導入支援研修(基礎編)を受講すること。 ※研修受講後のアンケートの回答をもって受講済となります
- (2)補助金交付申請書類の提出

提出書類

- ① 生産性向上支援事業交付申請書(業務改善支援実施計画書)
- (3)審査・補助対象事業所の決定

補助対象事業所については、提出のあった書類を基に審査を行い、以下の観点から、本事業を実施する必要性を勘案し、決定する。また、市町村が指定権である介護事業所を対象とする場合は、その必要性について、市町村の意見を踏まえた上で、補助対象事業所を選定する。

- ・総労働時間や超過勤務が多い等の人材不足に関連した課題(人員配置、 務プロセス等を含む)を解決することが急務である事業所
- ・早急に業務改善に向けた支援が必要であると事業者団体から推薦があり、 団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

なお、補助対象事業者は、本実施要綱及び「兵庫県福祉部補助金交付要綱」 に従って事業を実施すること。

4 留意事項

- (1)補助対象事業所は、横展開をはじめとする県が実施する生産性向上のための取組みに協力すること。
- (2)補助対象事業所及び支援に当たった業務改善支援事業者の会社名等については、 事業実施後に公表する予定であること。
- (3)業務改善支援事業者の選定の際には、複数の者から見積書を徴収する等、合理的な手段により選定すること。
- (4)業務改善支援事業者は、「事前評価(課題抽出)」及び「業務改善に係る助言・ 指導等」、「事後評価」に関する支援について、実地による個別支援を3回以上実 施すること。
- (5)補助対象事業者は、県が指定する期日までに事業を完了し、下記の内容を報告 すること。
 - · 業務改善計画書
 - 事後評価書

5 その他

- (1)業務改善支援事業者は、補助対象事業者として個別の委託契約先となった介護 サービス事業所に対しては、「介護業務における労働環境改善支援事業」及び「在 宅介護事業所・介護保険施設における業務効率化支援事業」における補助対象機 器等の購入先となることはできない。
- (2)業務改善支援事業者に本事業を申請する法人の役員(理事等)が在職している場合、補助の対象外とする。
- (3) これまでに本事業により補助を受けた事業者は補助の対象外とする。

6 問合せ先

兵庫県福祉部 高齢政策課 介護基盤整備班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話:078-341-7711 (内線 2945)